○厚生労働省告示第百七号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第六号及び第七号の規定に基づき、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用し、厚生労働大臣の定める診療報酬の算定方法に規定する回数を超えて受けた診療（平成十八年厚生労働省告示第百二十号。以下「廃止告示」という。）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前にこの告示による改正後の保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第七号の五に規定する診療に相当するものであって、廃止告示の適用を受けていたものを受けていた者については、この告示による改正後の保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第七号の五に規定する診療を受けていたものとみなして、同号の規定を適用する。また、同日以前に後期高齢者特定入院基本料（平成二十二年厚生労働省告示第六十九号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）による改正前の診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表又は別表第二歯科診療報酬点数表に規定する後期高齢者特定入院基本料をいう。以下同じ。）を算定する者については、後期高齢者特定入院基本料は、この告示による改正後の保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等第八号イに規定する通算対象入院料に含まれるものとみなして、同号の規定を適用する。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第七号の四の次に次の一号を加える。

七の五　告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの

イ　診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号Ｄ００９の２に掲げる癌胎児性抗原（ＣＥＡ）（同告示別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）第２章第３部検査通則第５号においてその例による場合を含む。）

ロ　医科点数表区分番号Ｄ００９の２に掲げるα－フェトプロテイン（ＡＦＰ）（歯科点数表第２章第３部検査通則第５号においてその例による場合を含む。）

ハ　医科点数表区分番号Ｈ０００に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料

ニ　医科点数表区分番号Ｈ００１に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料

ホ　医科点数表区分番号Ｈ００２に掲げる運動器リハビリテーション料

ヘ　医科点数表区分番号Ｈ００３に掲げる呼吸器リハビリテーション料

ト　医科点数表区分番号Ｉ００８－２に掲げる精神科ショート・ケア

チ　医科点数表区分番号Ｉ００９に掲げる精神科デイ・ケア

リ　医科点数表区分番号Ｉ０１０に掲げる精神科ナイト・ケア

ヌ　医科点数表区分番号Ｉ０１０－２に掲げる精神科デイ・ナイト・ケア

ル　歯科点数表区分番号Ｈ０００に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料

第八号イ中「診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）」を「医科点数表」に、「別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）」を「歯科点数表」に改め、「特別入院基本料」の下に「、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料」を加え、「後期高齢者特定入院基本料」を「特定入院基本料」に改める。

○厚生労働省告示第百八号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第六十二条の三第四号の規定に基づき、健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

第四号を削り、第五号を第四号とする。

○厚生労働省告示第百九号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十二年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のように策定したので、同条第六項の規定により告示し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二十六日

厚生労働大臣　長妻　昭

平成二十二年度の血液製剤の安定供給に関する計画

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（以下「法」という。）第三条に規定する基本理念に基づき、血液製剤（法第二十五条第一項に規定する血液製剤をいう。以下同じ。）の安定供給を確保することを目的とするものである。

これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を構築するものとする。

なお、本計画において、次の各号に掲げる血液製剤は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　アルブミン　加熱人血漿たん白、人血清アルブミン及び遺伝子組換え型人血清アルブミン

二　組織接着剤　フィブリノゲン加第Ⅷ因子及びフィブリノゲン配合剤

三　血液凝固第Ⅷ因子　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子

四　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子

五　インヒビター製剤　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体（輸入されるものに限る。）、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体及び遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子

六　トロンビン　トロンビン（人由来のものに限る。）

七　人免疫グロブリン　人免疫グロブリン、乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン、乾燥スルホ化人免疫グロブリン、pH四処理酸性人免疫グロブリン、乾燥pH四処理人免疫グロブリン、乾燥ペプシン処理人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

八　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン　抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、乾燥抗ＨＢｓ人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗ＨＢｓ人免疫グロブリン

九　抗破傷風人免疫グロブリン　抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

第一　平成二十二年度に必要と見込まれる血液製剤の種類及び量

平成二十二年度において必要と見込まれる血液製剤の種類及び量は、血液製剤の製造販売業者等（製造販売業者及び製造業者をいう。以下同じ。）における供給見込量等を基に別表第一のとおりとする。

第二　平成二十二年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標

第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の製造又は輸入の見込量を踏まえ、平成二十二年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第二のとおりとする。

第三　平成二十二年度に確保されるべき原料血漿の量の目標

第二を踏まえ、平成二十二年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、九十六万リットルとする。

第四　平成二十二年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標

平成二十二年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標は、別表第三のとおりとする。

第五　その他原料血漿の有効利用に関する重要事項

一　原料血漿の配分

倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。